

○総務省告示第二十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

改正後

改正前

[1・2 略]
3 超広帯域無線システムの無線局

[1・2 同左]
3 [同左]

| 周波数 | 指定周波数帯 |
|-----------|---------------------|
| [略] | |
| 7.9935GHz | 7.587GHzから8.4 GHzまで |
| 8.75GHz | 7.25GHzから10.25GHzまで |
| 26.625GHz | 24.25GHzから29GHzまで |

| 周波数 | 指定周波数帯 |
|---------------|---------------------|
| [同左] | |
| 8.75GHz | 7.25GHzから10.25GHzまで |
| 26.625GHz (注) | 24.25GHzから29GHzまで |

[削る]

注 平成28年12月31日までの間は、「26.625GHz」を「25.5GHz」とし、「24.25GHzから29GHzまで」を「22GHzから29GHzまで」とする。

[4～6 略]

[4～6 同左]

備考 表中の「」の記載は正記である。